

## ◇ 主な監査とその内容 ～定期的に行うもの～

---

### ◆ 定期的に行うもの

#### ○ 定期監査

毎年度、期間を定めて、財務に関する事務や業務が合理的、効率的に行われているかどうかを監査します。

#### ○ 決算審査

市長から依頼された一般会計や特別会計の決算の計数が適正なものであるかを確認し、予算の執行や資金運用そして財産の管理状況について、適正で効率的に行われているかどうかを審査します。

また、企業会計については、経営成績や財政状態が、合理的、能率的に経営されているかについても審査します。

#### ○ 例月出納検査

会計管理者や公営企業の管理者が取り扱う現金の出納事務を対象として、その計数が正確であるか確認し、支出が適正に行われているかどうかを毎月検査しています。

#### ○ 基金の運用状況審査

基金の設置目的に沿って適正に、効率的に行われているかを審査します。

#### ○ 共同設置機関の監査

市と他の地方公共団体とが共同で設置する機関等の財務、経営や事業の管理などについて監査します。

#### ○ 健全化判断比率および資金不足比率審査

市長からの審査依頼により、決算の計数に基づいて算定された健全化判断比率および資金不足比率が適正かどうかを審査します。